

第 12 次阿久根市交通安全計画概要

趣 旨 等	○ 交通安全対策基本法に基づき、交通安全計画を策定しこれまで取組を実施してきた。 ○ 現計画期間の終了により、国や県の計画を踏まえて新計画を作成する必要がある。 ○ 国及び県では次を基本理念として計画を策定 「交通事故のない社会を目指して」「人優先の交通安全思想」「少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」
市の基本理念 (県と同様)	○ 交通事故のない社会を目指して ○ 人優先の交通安全思想 ○ 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

第 1 章 道路交通事故のない 社会を目指して	第 2 章 道路交通安全 についての目標	第 3 章 道路交通安全についての対策	
		対策の重点及び推進事項	主な施策
交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、道路交通事故のない社会の実現を目指す。	○ 交通事故による年間死者数を 0 人（ゼロ） ○ 事故の発生件数を年間 40 件以下	◎最重点 高齢者と子供の安全確保 ◎重 点 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 〈重点推進事項〉 ● 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 ● 地域が一体となった交通安全対策の推進	◇ 高齢者の交通安全対策の充実・強化 ◇ 道路交通環境の整備 ◇ 交通安全思想の普及徹底 ◇ 救助・救急活動の充実 ◇ 被害者支援の充実と推進